

# 広尾町産トドマツを用いた喫煙所が設置されました

今年1月、東京都荒川区にあるショッピングセンター「サンポップマチヤ」に広尾町産木材を用いた喫煙所が設置されました。その実現に尽力された(株)ハギヤの萩谷社長にお話を伺いました。

## ■喫煙ブース設置の背景

2018年、受動喫煙をなくすことを目的とする改正健康増進法が成立しました。改正のポイントは次のとおりです。

- 1) 多くの人がいる施設の屋内では原則禁煙
  - 2) 学校、病院、行政機関等では敷地全体禁煙
  - 3) その他の施設では基準を満たして設置する喫煙専用室での喫煙に限られる
  - 4) 喫煙室を設けた場合、出入りに標識の掲示義務
- これらの規制は2020年4月1日から全面施行され、さらに、健康増進法よりも規制対象が広い東京都の受動喫煙防止条例も同時に全面施行されています。これらにより、飲食店や職場など多くの人が集まる場所では「原則屋内禁煙」になっています。ただし、一部の施設では一定の技術的基準を満たす喫煙室を設置することで屋内での喫煙が可能になります。

改正健康増進法、受動喫煙防止条例ともに屋内の施設を対象としたもので、屋外での受動喫煙については現在のところ明確な基準・方針が定められてはいません。しかし、屋外での受動喫煙防止を目的とする施設の設置が行われるようになり、一定の仕様を満たす喫煙所を自治体が設置する場合には、国が整備にかかる費用(最大250万円まで)を特別交付税として措置しています<sup>1)</sup>。今回、喫煙所を設置した荒川区では、東京都の補助金を活用した最大1,000万円までの助成制度を設けていて、木材使用喫煙施設はこの助成制度<sup>2)</sup>を受けて設置されました。

## ■木材使用喫煙施設の概要

荒川区の助成対象となる屋外喫煙所が備えるべき設備の要件は次のとおりです。

- 1) 受動喫煙を生じさせることがないよう、コンテナ、パーティション等で非喫煙区域から区分
- 2) 出入りに、喫煙できる場所であることおよび

## 20歳未満立入禁止の標識の掲示

3) 周囲の状況への配慮、法令等の基準をクリア

荒川区では、2009年に広尾町長が区長を訪問したことをきっかけとして広尾町との友好交流を進めています。この縁がきっかけとなり、広尾町産木材を使った喫煙場所の設置に至ったものです。

喫煙所(写真1)の構造材(図1)に広尾町産トドマツが用いられています。

今後も分煙環境の整備という観点から、喫煙所の設置が求められる中で、木材を活用することも期待できるものと思われます。



写真1 喫煙所(枠材がトドマツ)

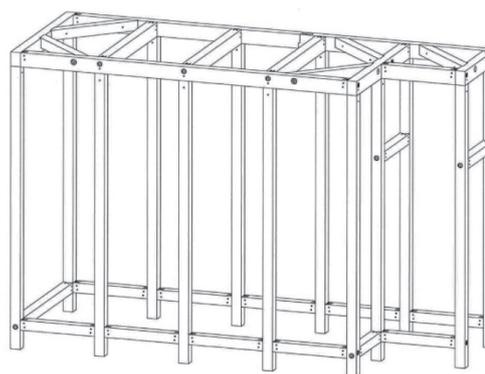


図1 喫煙所の構造

## ■参考資料

- 1) 屋外喫煙所っていいの? : 朝日新聞デジタル, 2019年4月19日, <https://www.asahi.com/articles/ASM484137M48PTIL00M.html>
- 2) 荒川区指定喫煙場所設置助成金交付要綱 : 令和元年8月1日, 31荒環境第857号